

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年4月7日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿  
経済産業大臣 武藤 容治 殿



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は宿泊事業者等に向けた宿泊アメニティの販売を行っており、新たに使用済プラスチック製品のリサイクルを付与したサービスを新規事業として検討している。従来、宿泊事業者から排出される使用済プラスチック製品（ハブラシ、ヘアブラシ、カミソリ等）については、紙製品等と同じく、燃えるゴミとして一括で収集され廃棄処分されるのが通例であった。当社の新サービスでは、使用済のプラスチック商品を有価物として宿泊事業者より買い取り、回収リサイクルへと繋げていくサービスを提供することにより差別化を図りたいと考えている。プラスチックは混ぜればゴミ、分ければ資源の考えの元、宿泊事業者とも連携を取り環境問題の意識を高めた取り組みとして本サービスの展開を図りたい。



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「役務の新たな提供方法の導入」に該当する。  
従来の使用済プラスチック製品は宿泊事業者での焼却処分が通例となっているが、昨今の環境問題の高まりから、事業者のリサイクルへの意識が高まっている。その需要に即したサービスを行うことにより、新規需要を取り込みたい。また関連の商品の販売機会も得ることができる。

【需要獲得見込み】

年間顧客数：

アメニティの販売とリサイクルをセットにしたサービスを展開し、新たな顧客の獲得を目指す。

年間売上見込み：

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

- サービス提供者事業者：当社
- サービス利用者：宿泊事業者
- 配送事業者：一般貨物自動車運送事業者
- 回収した商品の資源買取事業者：資源業者

(2) 事業概要

宿泊事業者に対してリサイクル可能な宿泊アメニティ商品の販売を行い、その商品を回収してリサイクルに繋げていくサービスを行う。具体的な商品としては、歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリなどのプラスチックを使用したリサイクル可能な限定商品を弊社から販売する。

これまで分別されず使い捨てにされていた商品を宿泊事業者において適切に分別、保管を行った後に、段ボールに梱包。配送事業者にその配送を委託して回収。分別された商品を資源として買取った後、資源業者へ売り渡す。

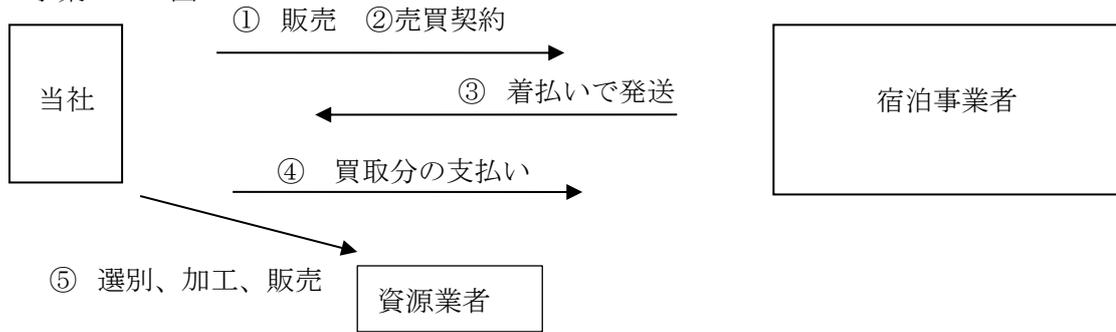


<事業の流れ>

- ① 当社より宿泊事業者にリサイクル可能な宿泊アメニティを販売する。
- ② 当社と宿泊事業者にて使用済プラスチック製品の資源売買契約書を締結する。  
※買取価格1kgあたり [redacted] 価格は商品により異なる。
- ③ 宿泊事業者は使用済プラスチック製品を段ボールにて梱包を行い、配送事業者を利用し当社へ発送。  
※着払いにて発送(宿泊事業者の負担なし)。
- ④ 当社は宿泊事業者へ売買代金を支払う。
- ⑤ 買取商品は選別加工を行い資源買取業者へ売却。加工過程で出る残渣については処分。



<事業フロー図>



(3) 新事業活動を実施する場所

全国

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

確認が取れ次第すぐにローンチ予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

当社の新事業活動において、宿泊事業者が排出する使用済プラスチック製品は、廃掃法第2条第1項に規定される「廃棄物」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

廃掃法第2条で規定される廃棄物であるが、当社が提供する新たな役務の範囲においては廃棄物に当たらないと考える。

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。」と、（令和3年4月14日付け 環産産第 2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）で示されています。

当社の新事業活動においては、3. 事業概要に記載したとおりであり、宿泊事業者が排出する使用済プラスチック製品（以下、「プラ商品」という）を段ボールにて回収しリサイクルへと繋げていく事業活動となります。

ア) 物の性状：

「利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。」

⇒プラ商品は固形であり、段ボールに梱包されて配送されることから、これらの恐れはない。また回収するプラ商品については単一素材となることからその利用が想定される範囲が広く、素材としての価値は高いと考える。

イ) 排出の状況：

「排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。」

⇒排出事業者と売買契約を締結し計画的に行うものであり、一般貨物自動車運送事業者が提供する荷物の追跡システムも利用できることから荷物の所在が明らかである。ビニール袋に入れさらに段ボールにて梱包を行い排出し、排出前には十分に乾燥を行った後に排出を行う。腐敗もしないことから品質の低下の心配はない。

ウ) 通常の見扱ひ形態：

「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。」

⇒プラスチックの資源回収は一般的でありその買取業者も多数存在する。単一のプラスチック素材は利用価値が高い。

エ) 取引価値の有無：

「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手

方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」

⇒売買契約を締結し、配送費も当社負担である。

これまで宿泊事業者は処分費をかけて処分を行っていたが、当社の取組みにより宿泊事業者としてはその処分費が発生しない。処分費の相場を[ ]で仮定すると、[ ]処分コストが発生せず、かつ買取費用として[ ]利益が発生するという状態である。

オ) 占有者の意思：

「客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。」

⇒買い受け後は、加工を行い資源回収業者への販売を行う。

以上のような取り組みであるから、上記趣旨から鑑みても「廃棄物」に該当しないといえる。

したがって、当社の新事業活動において、宿泊事業者が排出する使用済プラスチック製品は、廃掃法第2条第1項に規定される「廃棄物」に該当しないと考えます。

## 7. その他 特になし